

広報

# かわうち



1998  
12月号



高齢者大運動会 11/9

# お知らせ

## 鳥獣保護区等の設定

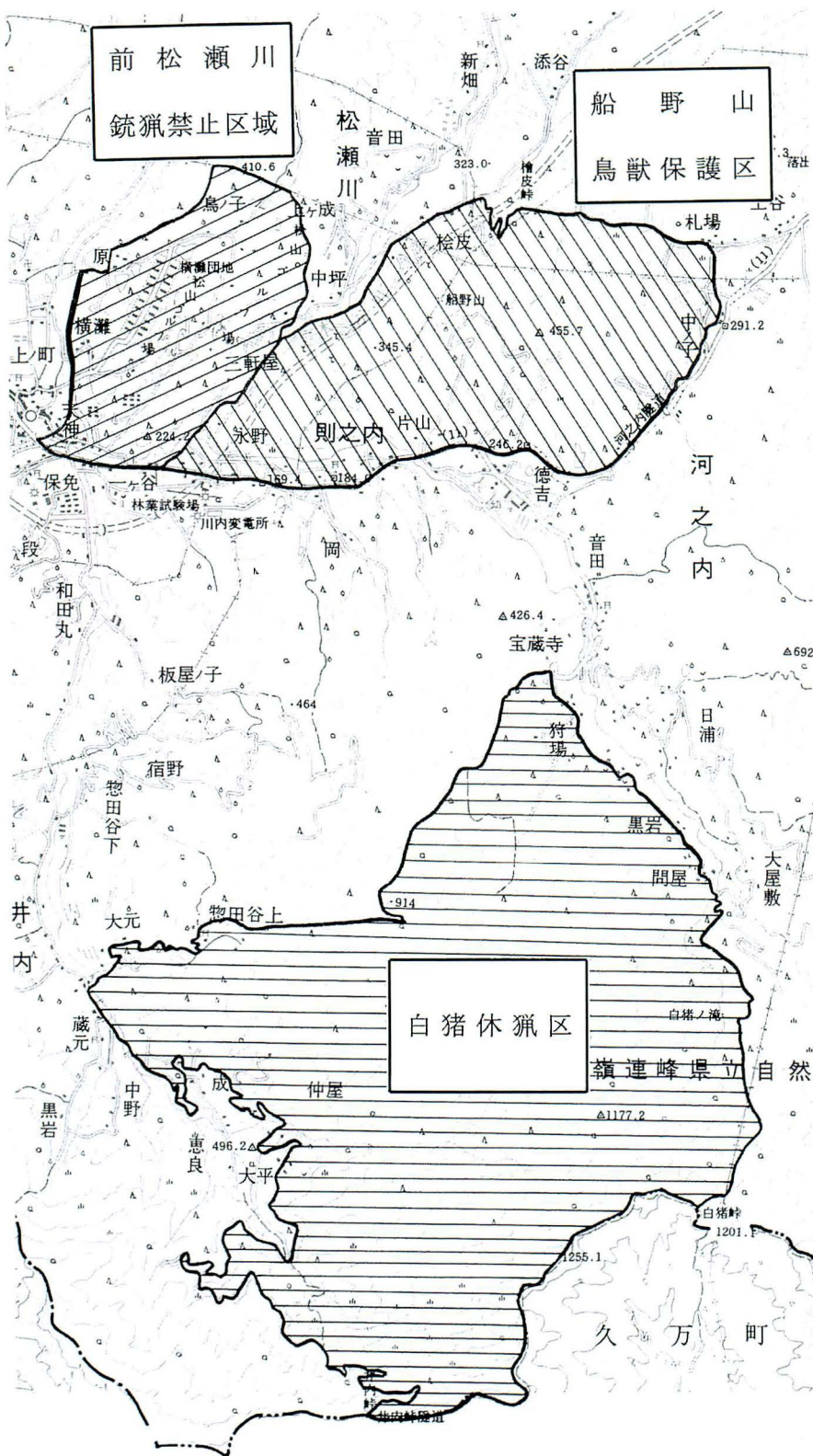
毎年十一月十五日から翌年二月十五日までは狩猟期間です。現在町内には「鳥獣保護区」

「休猟区」「銃猟禁止区域」が設定されています。

狩猟をされる方は、狩猟に伴う危険防止に特に配慮し、事故のないよう注意しましょう。

なお、無許可の「わな」は、大変危険なうえに銃器による有害鳥獣駆除の妨げにもなり

ます。有資格者による適正な物以外は絶対に設置しないでください。



(注)

- ・「塩ヶ森ふるさと公園」は、入園者の安全確保のため、狩猟者の立入を禁止しております。
- ・鳥獣保護区等において、野猿、イノシシ等により農林作物に対し著しい被害が発生する場合には、有害鳥獣駆除を実施することができます。

| 区域名    | 地区名  | 内 容  | 設定期間                      |
|--------|------|--|---------------------------|
| 鳥獣保護区  | 船野山  | 鳥獣の積極的な保護増殖を図るため、10年間鳥獣の捕獲を禁止する。               | 平成3年11月1日から平成13年10月31日まで  |
| 休 猟 区  | 白 猪  | 狩猟鳥獣の生息数の自然的回復を促進するため、3年間鳥獣の捕獲を禁止する。           | 平成10年11月1日から平成13年10月31日まで |
| 銃猟禁止区域 | 前松瀬川 | 銃猟による危険を未然に防止し、また静ひつを守るため、10年間銃猟による鳥獣の捕獲を禁止する。 | 平成3年11月1日から平成13年10月31日まで  |



# ゆとりをもった運転と 安全最優先の歩行を

12月は交通事故死者数が最も多い時期です。過去5年間の死亡事故の平均は、11月が12.4%、12月18.8%と、この2カ月で年間の31.2%を占めています。

人の移動が最も頻繁な12月、ゆとりをもった運転と安全最優先の歩行を心掛けましょう。

## ドライバーの 注意点

○時間的にも精神的にもゆとりのある運転を心掛ける

仕事の関係などで時間的、精神的に焦りがあるときほど事故は発生しやすいもの。スピードは控えめにし、車線を守り、また車間距離も十分にとって運転しましょう。ゆとりがないときは、逆に運転を控えるくらいの心構えでいきましょう。

○シートベルトを必ずしめる

統計によると、乗車中の事故で死亡した人のうち約

七割はシートベルトを着用していませんでした。そのうちの約四割の人が、シートベルトをしめていれば助かったと考えられています。ドライバーはもちろん、車に乗った全員が正しく着用しましょう。

○たとえ少量でも、お酒を飲

んだら絶対に運転しない  
年末はクリスマスや忘年会などお酒を飲む機会が多くなります。「少しのお酒なら大丈夫」と考えること自体、すでに正しい判断能力を失っている証拠です。

○高齢者の立場になって思いやりのある運転を

交通事故で亡くなる高齢者が増えていきます。平成九年では、交通事故死者数の約三割が六十五歳以上の高齢者層。

ドライバーの皆さんも、高齢者の立場になって、ぜひ、思いやりのある運転を

しましょう。  
高齢歩行者やもみじマークの自動車の近くを通るときには、十分な配慮をお願いします。



75歳以上のドライバーは、自動車に「高齢運転者標識（もみじマーク）」をつけましょう

## 歩行者の 注意点

○道路を横断するときは、遠回りでも必ず横断歩道や歩道橋を渡る

横断歩道のないところで飛び出しや車の直前、直後の横断は非常に危険です。たとえ急いでいても、安全を最優先しましょう。

○横断歩道を渡るときでも、左右の安全を確認する  
横断中でも安全を確かめながら渡りましょう。

## 年末年始の交通安全県民運動

【期 間】 平成10年12月21日（月）から  
平成11年1月10日（日）まで

【運動の重点】 1.高齢者の交通事故防止  
2.シートベルトの着用の徹底  
3.飲酒・無謀運転の追放

## 正しいシートベルトの着け方



肩ベルトは首にかからないように肩の中央に通す

シートは倒さず、シートバックに腰を押し込むように深く座る

腰ベルトは骨盤を巻くようにしっかりと締める

ベルトはねじらず余分なたるみをなくし、軽く身体に触れるように

バックルはカチッと音がするまで確実に差し込む

○夜間に歩いたり、自転車に乗ったりするときは、反射材用品の利用を  
高齢になるにつれ、身体能力が次第に落ちてきます。交通事故に遭わないようにするため、夜間外出時には反射材用品を身につけましょう。



# サラリーマンと税

## 給与やボーナスに 対する所得税

サラリーマンの所得税は、毎月の給与やボーナスから源泉徴収され、十二月に年末調整で精算されます。

### 〈月々の源泉徴収〉

毎月の給与やボーナスから源泉徴収される所得税は、「給与所得の源泉徴収税額表」により計算されます。

### 〈年末調整〉

一年間の給与総額に対する所得税額と毎月の給与から源泉徴収された所得税の合計額は、次のような理由により、必ずしも一致しません。

①結婚や出産などにより年の途中で扶養親族の数が変わる場合がある。

②生命保険料控除や配偶者特

別控除などは年末に一度に控除することとなっている。

このため、その年の最後の給与の支払を受けるときに、過不足額の精算が行われます。これを年末調整といいます。大部分のサラリーマンは、年末調整によって一年間の所得税の納税が完了し確定申告の必要はありません。

## サラリーマンの

### 確定申告

○確定申告をしなればならない人

サラリーマンでも、次のような人は確定申告をしなければなりません。

①給与の年収が、二千万円を超える人  
②給与所得や退職所得以外の



所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が二十万円を超える人

③給与を二カ所以上からもらっている人

○確定申告をすると所得税が還付される場合

確定申告をする義務のない人でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

①マイホームをローンなどで取得した場合  
②多額の医療費を支払った場合

③災害や盗難にあった場合  
④年途中で退職し、再就職していない場合

⑤給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合

## 申告にあたっての 注意点など

①勤務先から交付された源泉徴収票を添付しなければなりません。

②控除の種類に応じて領収書や証明書などが必要になります。

③還付申告をする場合には、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が二十万円以下であっても、それを含めて計算しなければなりません。

④還付を受けるための申告書は二月十六日前でも提出できます。

⑤還付金の受取は銀行などの預貯金口座への振込みが、また納税は預貯金口座からの振替納税が便利です。

### □問い合わせ先

年末調整や確定申告

など詳しいことは、

川内町役場税務課

☎966・2222

まで

※写真は、平成9年分の確定申告書です。

# 老齡基礎年金の繰り上げ請求

## ちょっと待った! ホントにいいんですか?



④ 寡婦年金

原則として発生しません。

障害基礎年金の受給権は、

③ 繰り上げ請求後に

判明した障害基礎年金の受給権は、

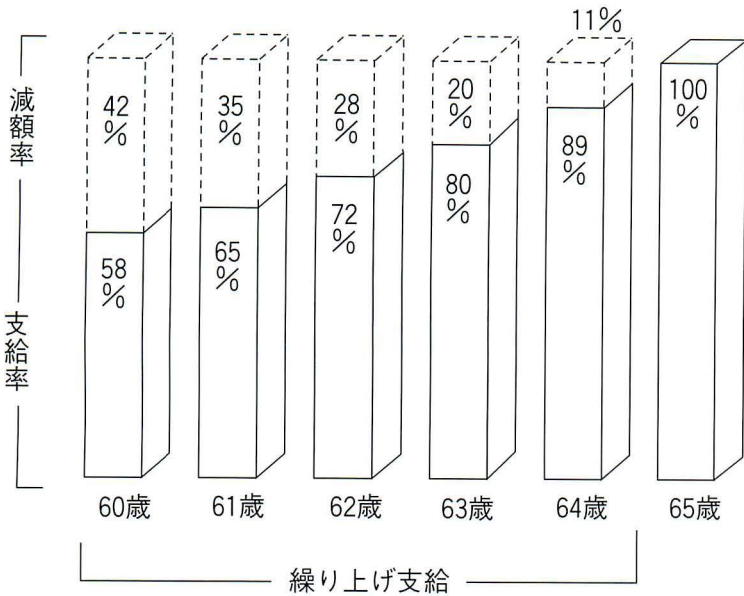
② 他の被用者年金制度の特別支給の老齢給付の支給が停止されま

① 繰り上げ受給を希望されたときの年齢によって、一定割合の額が生涯支給停止

されます。

しかし、繰り上げ請求すると、次のような制約があります。

老齡基礎年金を受給できるのは、原則として六十五歳からですが、希望すれば六十歳から繰り上げて年金を受給することができます。



老齡基礎年金の繰り上げ請求は、くれぐれも慎重にしてください。

の受給権は、消滅します。  
⑤ 厚生年金保険等被用者年金制度の被保険者（国民年金第二号被保険者）である期間は、年金が支給停止されず。（昭和十六年四月一日以前に生まれた方）

### 国保をささえる保険税



納めた保険税はどのように使われるのですか？

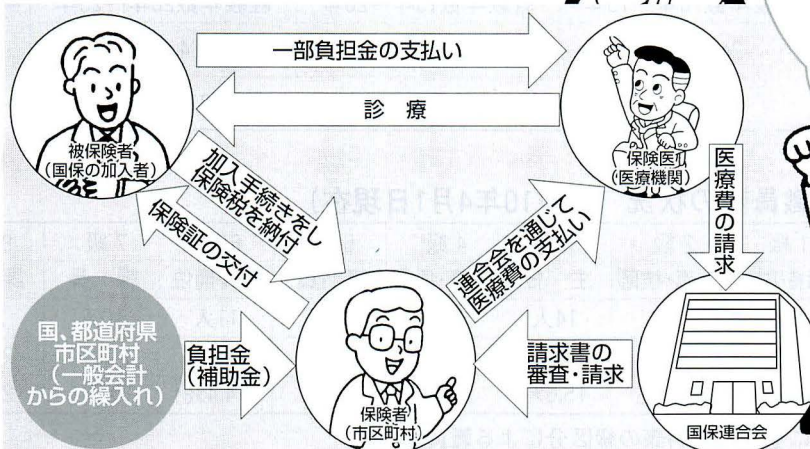
みなさんがお医者さんにかかったときの医療費にあてています。図であらわすと…。



国保の適正運営のためにも、  
保険税は期日までに納めましょう。



みんなでささえあってるんだね。



# 町職員の給与及び定員管理等の 状況について公表します

町職員の給与・定員管理等の状況は次のとおりです。

## (1)人件費の状況（普通会計決算）

| 区分  | 住民基本台帳人口<br>(平成10年3月31日現在) | 歳出額<br>(A)  | 実質収支      | 人件費<br>(B) | 人件費率<br>(B/A) | (参考)<br>8年度の人件費率 |
|-----|----------------------------|-------------|-----------|------------|---------------|------------------|
| 9年度 | 10,988人                    | 6,488,570千円 | 213,822千円 | 887,908千円  | 13.7%         | 15.7%            |

注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

## (2)職員給与費の状況（普通会計予算）

| 区分   | 職員数 (A) | 給与費       |          |           |           | 1人当たり給与費<br>(B/A) |
|------|---------|-----------|----------|-----------|-----------|-------------------|
|      |         | 給料        | 職員手当     | 期末・勤勉手当   | 計 (B)     |                   |
| 10年度 | 118人    | 415,275千円 | 59,669千円 | 196,682千円 | 671,626千円 | 5,692千円           |

注)職員手当には退職手当を含みません。  
注)給与費は当初予算に計上された額です。

## (3)職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成9年4月1日現在）

| 区分  | 一般行政職    |          |       | 技能・労務職   |          |       |
|-----|----------|----------|-------|----------|----------|-------|
|     | 平均給料月額   | 平均給与月額   | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均給与月額   | 平均年齢  |
| 川内町 | 289,200円 | 336,000円 | 39.1歳 | 211,700円 | 228,900円 | 46.0歳 |
| 国   | 309,392円 |          | 39.1歳 | 280,347円 |          | 47.8歳 |

## (4)職員の初任給の状況（平成10年4月1日現在）

| 区分    | 川内町   |            | 国        |            |          |
|-------|-------|------------|----------|------------|----------|
|       | 決定初任給 | 採用2年経過日給料額 | 決定初任給    | 採用2年経過日給料額 |          |
| 一般行政職 | 大学卒   | 162,500円   | 179,800円 | 173,000円   | 187,000円 |
|       | 高校卒   | 140,700円   | 150,500円 | 140,700円   | 150,500円 |

## (5)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成10年4月1日現在）

| 区分    | 経験年数10年～15年 | 経験年数15年～20年 | 経験年数20年～25年 |          |
|-------|-------------|-------------|-------------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒         | 244,100円    | 328,100円    | 364,400円 |
|       | 高校卒         | 198,100円    | 271,800円    | 319,900円 |

注)経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

## (6)一般行政職の級別職員数の状況（平成10年4月1日現在）

| 区分         | 1級      | 2級    | 3級    | 4級    | 5級    | 6級    | 7級    | 8級   | 計    |
|------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 標準的な職務内容   | 主事補・技師補 | 主事・技師 | 主任    | 主査・係長 | 専門員   | 課長補佐  | 課長    | 課長   |      |
| 職員数        | 5人      | 17人   | 14人   | 18人   | 12人   | 11人   | 10人   | 2人   | 89人  |
| 構成比        | 5.6%    | 19.1% | 15.7% | 20.2% | 13.5% | 12.4% | 11.2% | 2.3% | 100% |
| 参考 1年前の構成比 | 6.7%    | 21.1% | 15.6% | 24.4% | 5.6%  | 14.4% | 10.0% | 2.2% | 100% |

注)川内町の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注)標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

| 区分   | 内容（平成10年4月1日現在）  | 国の制度との異同 |
|------|--|----------|
| 通勤手当 | 交通用具使用の場合（2km以上～25km未満のみ記載）<br>○2km以上～5km未満 2,000円<br>○5km以上～10km未満 4,100円<br>○10km以上～15km未満 6,500円<br>○15km以上～20km未満 8,900円<br>○20km以上～25km未満 11,300円 | 同じ       |

| 特殊勤務手当<br>(9年度)   | 区分                |   | 全職種      |
|-------------------|-------------------|---|----------|
|                   | 職員全体に占める手当支給職員の割合 |   | 16.8%    |
| 支給対象職員1人当たり平均支給年額 |                   | 80,400円   |          |
| 手当の種類（手当数）        |                   | 10  |          |
| 代表的な<br>手当の名称     |                   | 町税徴収事務手当、国土調査手当、伝染病防疫手当、行旅病人等処置手当、保育所保母手当、有線放送業務手当、簡易水道手当、野犬等処理手当 |          |
| 時間外勤務手当           | 9年度               | 支給総額  | 21,603千円 |
|                   |                   | 職員1人当たりの支給年額  | 172千円    |

(8)特別職の報酬等の状況（平成10年4月1日現在）

| 区分             | 給料月額等          |
|----------------|----------------|
| 給料             | 町長 802,000円    |
|                | 助役 640,000円    |
|                | 収入役 593,000円   |
| 報酬             | 議長 287,000円    |
|                | 副議長 224,000円   |
|                | 議員 205,000円    |
| 期末手当(H9年度支給割合) | 町長 6月期 1.6月分   |
|                | 助役 12月期 1.9月分  |
|                | 収入役 3月期 0.55月分 |
|                | 計 4.05月分       |
|                | 議長 6月期 1.6月分   |
|                | 副議長 12月期 1.9月分 |
| 議員 3月期 0.55月分  |                |
| 計 4.05月分       |                |

(7)職員手当の状況

| 区分   | 川内町  | 国  |
|------|--|--|
| 期末手当 | (9年度支給割合)<br>期末手当 勤勉手当<br>6月期 1.6月分 0.6月分  | (9年度支給割合)<br>期末手当 勤勉手当<br>6月期 1.6月分 0.6月分  |
| 勤勉手当 | 12月期 1.9月分 0.6月分<br>3月期 0.55月分 一月分<br>計 4.05月分 1.2月分   | 12月期 1.9月分 0.6月分<br>3月期 0.55月分 一月分<br>計 4.05月分 1.2月分   |
| 退職手当 | 職制上の段階、職務の<br>級等による加算措置 有  | 職制上の段階、職務の<br>級等による加算措置 有  |
| 退職手当 | (支給率) 自己都合 勤奨・定年<br>勤続20年 21.0月分 28.875月分<br>勤続25年 33.75月分 44.55月分<br>勤続35年 47.5月分 62.7月分<br>最高限度額 60.0月分 62.7月分<br>その他の加算措置<br>定年前早期退職特例措置<br>(2%～20%加算)<br>退職時特別昇給 1号給 | (支給率) 自己都合 勤奨・定年<br>勤続20年 21.0月分 28.875月分<br>勤続25年 33.75月分 44.55月分<br>勤続35年 47.5月分 62.7月分<br>最高限度額 60.0月分 62.7月分<br>その他の加算措置<br>定年前早期退職特例措置<br>(2%～20%加算)<br>退職時特別昇給 1号俵 |

| 区分   | 内容（平成10年4月1日現在）  | 国の制度との異同 |
|------|--|----------|
| 扶養手当 | 配偶者 16,000円  | 同じ       |
|      | 扶養親族2人まで 5,500円  |          |
|      | 扶養手当が支給されない<br>配偶者を有する場合の扶養親族のうち1人 6,500円  |          |
|      | 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円   |          |
|      | その他の扶養親族 2,000円  |          |
|      | 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき加算 4,000円  |          |
| 住居手当 | 持家居住者<br>新築・購入後5年間 2,500円<br>その他 1,000円<br>借家・借間居住者<br>○月額23,000円以下の家賃を支払っている職員<br>家賃の月額から12,000円を控除した額<br>○月額23,000円を超える家賃を支払っている職員<br>家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額<br>○最高支給限度額 27,000円 | 同じ       |

②定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の内訳

| 区分   | 8年   | 9年  | 10年 | 11年 | 12年 | 13年 | 9~10年 | 事由の概要       |
|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------------|
|      | 計画前年 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 計     |             |
| 議会   | 減員   |     | 0   | 0   |     |     | 0     | (減員事由)      |
|      | 増員   |     | 0   | 0   |     |     | 0     | —           |
|      | 差引   |     | 0   | 0   |     |     | 0     | (増員事由)      |
|      | 職員数  | 2   | 2   | 2   |     |     | 2     | —           |
| 総務   | 減員   |     | 0   | 0   |     |     | 0     | (減員事由)      |
|      | 増員   |     | 0   | 0   |     |     | 0     | —           |
|      | 差引   |     | 0   | 0   |     |     | 0     | (増員事由)      |
|      | 職員数  | 15  | 15  | 15  |     |     | 15    | —           |
| 企画調整 | 減員   |     | 1   | 0   |     |     | 1     | (減員事由)      |
|      | 増員   |     | 0   | 0   |     |     | 0     | 温泉施設事務移管    |
|      | 差引   |     | △1  | 0   |     |     | △1    | (増員事由)      |
|      | 職員数  | 5   | 4   | 4   |     |     | 4     | —           |
| 税務   | 減員   |     | 0   | 0   |     |     | 0     | (減員事由)      |
|      | 増員   |     | 1   | 0   |     |     | 1     | —           |
|      | 差引   |     | 1   | 0   |     |     | 1     | (増員事由)      |
|      | 職員数  | 5   | 6   | 6   |     |     | 6     | 滞納整理強化      |
| 民生   | 減員   |     | 0   | 0   |     |     | 0     | (減員事由)      |
|      | 増員   |     | 1   | 0   |     |     | 1     | —           |
|      | 差引   |     | 1   | 0   |     |     | 1     | (増員事由)      |
|      | 職員数  | 19  | 20  | 20  |     |     | 20    | 温泉施設事務増     |
| 衛生   | 減員   |     | 0   | 0   |     |     | 0     | (減員事由)      |
|      | 増員   |     | 0   | 0   |     |     | 0     | —           |
|      | 差引   |     | 0   | 0   |     |     | 0     | (増員事由)      |
|      | 職員数  | 9   | 9   | 9   |     |     | 9     | —           |
| 農林水産 | 減員   |     | 0   | 2   |     |     | 2     | (減員事由)      |
|      | 増員   |     | 0   | 2   |     |     | 2     | 県営圃場整備完了    |
|      | 差引   |     | 0   | 0   |     |     | 0     | (増員事由)      |
|      | 職員数  | 20  | 20  | 20  |     |     | 20    | 中山間地域総合整備事業 |
| 商工   | 減員   |     | 0   | 0   |     |     | 0     | (減員事由)      |
|      | 増員   |     | 0   | 0   |     |     | 0     | —           |
|      | 差引   |     | 0   | 0   |     |     | 0     | (増員事由)      |
|      | 職員数  | 1   | 1   | 1   |     |     | 1     | —           |
| 土木   | 減員   |     | 0   | 0   |     |     | 0     | (減員事由)      |
|      | 増員   |     | 0   | 0   |     |     | 0     | —           |
|      | 差引   |     | 0   | 0   |     |     | 0     | (増員事由)      |
|      | 職員数  | 10  | 10  | 10  |     |     | 10    | —           |

(9)部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

|        | 職員数    | 職員数  |       | 対前年増減数 | 主な増減理由                |
|--------|--------|------|-------|--------|-----------------------|
|        |        | 平成9年 | 平成10年 |        |                       |
| 一般行政部門 | 議会部門   | 2    | 2     | —      |                       |
|        | 総務部門   | 19   | 19    | —      |                       |
|        | 税務部門   | 6    | 6     | —      |                       |
|        | 民生部門   | 20   | 20    | —      |                       |
|        | 衛生部門   | 9    | 9     | —      |                       |
|        | 農林水産部門 | 20   | 20    | —      |                       |
|        | 商工部門   | 1    | 1     | —      |                       |
|        | 土木部門   | 10   | 10    | —      |                       |
| 小計     | 87     | 87   | 0     |        |                       |
| 特別行政部門 | 教育部門   | 29   | 31    | 2      | 給食センター配食減<br>幼稚園3年保育増 |
| 小計     | 29     | 31   | 2     |        |                       |
| 公営企業   | 水道部門   | 4    | 4     | —      |                       |
| 会計部門   | 下水道部門  | 3    | 3     | —      |                       |
| その他部門  | 3      | 3    | —     |        |                       |
| 小計     | 10     | 10   | —     |        |                       |
| 合計     | 126    | 128  | 2     |        |                       |

注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

(10)定員適正化計画の進捗状況

①定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要(各年4月1日現在)

| 区分   | 8年   | 9年  | 10年 | 11年 | 12年 | 13年 | 9~10年 |
|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|      | 計画前年 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 計     |
| 一般行政 | 減員   |     | 2   | 0   |     |     | 2     |
|      | 増員   |     | 3   | 0   |     |     | 3     |
|      | 差引   |     | 1   | 0   |     |     | 1     |
|      | 職員数  | 86  | 87  | 87  |     |     | 87    |

注) 計画期間は、9年から13年までの5年間で。



あなたの一票が 愛媛を決める!

# 愛媛県知事選挙

~こぞって投票しましょう~

**投票日 1月3日(日)**

(不在者投票は、12月17日から1月2日まで)



みんなで 楽しく歩いて みませんか

# ウォークラリー大会

参加者募集

歩  
こ  
ら  
い



いきいき健康ウォーク

主催/川内町中央公民館・川内町教育委員会  
とき/12月13日(日)[雨天順延20日]

受付9:00~9:30(中央公民館)  
開会式9:30~9:50(説明会もあり)  
競技10:00~12:00

ところ/中央公民館スタート

内容/5km程度のコースを、指示図に従って、問題を解きながらグループで歩き、問題得点と時間得点の合計点で競う野外ゲーム。

クラス

グループ2~4名で構成する。

★家族組(小学生または幼児を含む家族)

★小学生組(4年生以上。小学生低学年は、保護者同伴。)

★一般組(中学生を含む)

表彰/各クラス上位入賞者を表彰いたします。

参加申込・問い合わせ先/

川内町教育委員会

☎966-4721

※①小雨決行。中止の場合は、朝の無線放送(6:30)の後、臨時放送によりお知らせします。

②服装はハイキングのできる程度のもので、雨具・筆記用具を持参してください。

③競技中は、一般道路も使用するため、事故には十分注意してください。

とき/12月6日(日)小雨決行  
ところ/相之谷~添谷のウォーク

参加資格/川内町在住の方

募集人員/申込順100名(参加者には記念品あり)  
(ウォーキングスケジュール)

8:50 川内町中央公民館集合

9:00 開会

9:10 エアロビクスインストラクターによる「冬のウォーキング」の講習

10:00 出発(中央公民館からバスにて、丹原町干原まで移動)

10:30 丹原町干原から梅ヶ峠までウォーキング約3.5km

11:30 梅ヶ峠到着後、閉会

11:50 バスにて中央公民館まで

12:00 解散

□申込方法

12月1日(火)まで川内町福祉課までお申し込みください。

(福祉課☎966-2222 内線㉓又は㉔)

※当日、雨天の場合は、中央公民館大ホールでウォーキングの指導及び健康づくりに役立つ簡単な運動について知識を深めていただきます。(ウォーキングは中止)

※準備品については、水筒や雨具などお気づきのものを各自ご準備ください。



12月25日~30日

“火の用心  
マッチ1本火事のもと”

年  
末  
夜  
警

## ＝ 地域農政研修会 ＝

□日 時 12月3日(木)

午後1時30分~3時30分

□場 所 中央公民館 2F 第1会議室

□内 容 講 義

「虫と農作物のかかわり」

講 師 愛媛大学農学部教授

大林 延夫 先生



※なお、参加料は無料です。どなたでもお気軽にご参加ください。

# 読書感想文人賞者発表!

読書週間にちなんで、日頃読んだ本の中で特に感銘を受けた本の感想文を募集いたしましたところ、三十点の応募がありました。

審査の結果、応募作品の中から、次のとおり入選(十一票)、佳作(十票)を選び、表彰状及び記念品を贈りました。

## 入選

(敬称略)

### ○小学校低学年の部



「オタマジヤクシの尾はどっこへきえた」  
中路 健介  
(川上小 一年)



「からだつていいな」  
大野 綾子  
(東谷小 一年)



「オタマジヤクシの尾はどっこへきえた」  
高橋 克昌  
(川上小 三年)



○小学校高学年の部  
「手足なくても」  
村上 奈那子  
(川上小 四年)



「帰ってきたナナ」  
白戸 琴美  
(西谷小 五年)



「車いすからこんにちは」  
日野 飛鳥  
(東谷小 六年)



○中学校の部  
「夢をつなぐ至言の金メダリスト河合純一物語」  
松末 南  
(川内中 一年)



「北極点はブルースカイ」  
大野 華奈  
(川内中 三年)



「夢をつなぐ至言の金メダリスト河合純一物語」  
高岡 佑二郎  
(川内中 三年)



○一般の部  
「遙かなり慕標」  
高須賀 和恵  
(則之内)



「生きる!」  
熊田 広美  
(横灘団地3)

## 佳作

(敬称略)

- |       |       |
|-------|-------|
| 東谷小二年 | 大石 仁美 |
| 西谷小二年 | 大窪保奈実 |
| 川上小三年 | 野口 佳美 |
| 川上小四年 | 佐伯 裕軌 |
| 東谷小四年 | 亀岡 潤平 |
| 川上小六年 | 片山 夏帆 |
| 川上小六年 | 山地 未菜 |
| 川内中一年 | 好光 紗世 |
| 川内中一年 | 宮内 里沙 |
| 川内中二年 | 植田 由紀 |

本は「心の栄養」と言われます。読むことよって「喜び」「驚き」「悲しみ」「笑い」など様々な感動が心に貯えられ、より豊かな知識や感性を育てる栄養の一つとなります。今年もその感動が読み手にもぐんぐん伝わってくるような心豊かな感想文が多く寄せられました。

生きるためには何が大切なのか、一生懸命考えて書かれていました。

小学校低学年の部では、自分の身の回りの出来事や体験を通して、自然に対する驚きや不思議さが、素直な可愛らしい文章で表現されており、読む者の心を和ませてくれました。高学年の部では、主人公の生き方に共感しながら自分の生活を振り返り、よりよく生きていこうとする前向きな姿勢がうかがえました。

一般の部では、一つは今だけに深い傷跡を残す過去のあやまちを正面から見つめ、もう一つは、障害を乗り越え精一杯生きていく主人公の姿に感動しながら、どちらもこれからどう生きていくべきかを考えさせられる作品でした。活字離れという言葉が、子

## 審査を終えて

審査員代表 川上小学校教諭 能田 富子

でもだけでなく大人にも当てはまる今日です。今回の感想文は、どれも、読むむことの素晴らしさ、楽しさをあらためて感じさせてくれるものばかりでした。

いつも身近に本を置き、時には数行、時には何十ページと常に本と触れ合っていたいものだと思います。

今年是世界人権宣言50周年

12月10日は

# 人権デー

## 《人権デーの起源》

昭和23年12月10日、第3回国連総会において「世界人権宣言」が満場一致で採択されました。二つの世界大戦で多くの人命が失われた後で、戦争は最大の人権侵害であり、平和は各々の人権を尊重することが根源との熱い思いから生まれた宣言です。

この日を記念して、12月10日を「世界人権デー」としたもので、日本でも、12月4日から10日までを人権週間として啓発強化に取り組んでいます。

## 《世界人権宣言》

三十条からなり、前文で「人間の尊厳、自由、平等を人類固有の権利」と宣言し、第一条には「すべての人間は、生

まれながらにして自由であり、

尊厳と権利について平等である。人間は理性と良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならぬ。」第二条では「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位」などによる差別の禁止を規定し、自由、平等、無差別の原則を定めています。

## 《人権とは》

人権とは、誰もが生まれながらに持ち、人らしく生きていくための、誰からも侵されることのない権利です。

日本国憲法は、国民の基本的な人権として、一人一人が自由に生きるための権利としての「自由権」、人種・信条・

性別・社会的身分・門地などにより差別されないとする「法の下での平等」、さらに、健康で文化的な最低限度の生活を営むことを保障する「生存権」や教育を受ける権利、勤労の権利、労働三権などの「社会権」を定めています。



権という観点から再構成して推進することになりました。

それは、平成9年3月に

「人権擁護施策推進法」が施行され、人権教育、啓発の推進、人権侵害の被害者救済等の施策を推進することになり、さらに、平成9年7月には「人権教育のための国連10年」国内行動計画が発表され、それに基づく人権啓発を推進することになりました。

## 《「人権教育のための国連10年」の推進》

国連では平成7年から平成16年の10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが採択されました。人が大切にされる二十一世紀を構築するためです。

これを受けて、わが国では内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置しました。

そして、平成9年7月に「人権教育のための国連10年国内行動計画」を発表しました。

その「国内行動計画」の重要な人権問題は

- ① 女性
  - ② 子ども
  - ③ 高齢者
  - ④ 障害者
  - ⑤ 同和問題
  - ⑥ アイヌの人々
  - ⑦ 外国人
  - ⑧ HIV感染者等
  - ⑨ 刑を終えて出所した人
  - ⑩ その他
- となっっています。
- それぞれの固有の問題点について、法の下での平等、個人の尊厳という普遍的な視点から人権教育を進めることにしています。

## 人権エッセイ

- 「女性だから」と決めた言い方改めよう。
- 「子どものくせに」も考えて。
- 高齢者への敬語は心から、普段から。
- 障害者の心になって手を伸べよう。
- 偏見、噂で人を見ることやめましょう。



## 地区別同和教育研究協議会

10月27・28日の両日、川内町で地区別同和教育研究協議会が開催されました。

教育、行政、職域、各種団体関係者など約450名が参加して、1日目、公開保育・授業と部会が、2日目には、中央公民館で全体会と分散会が行われました。

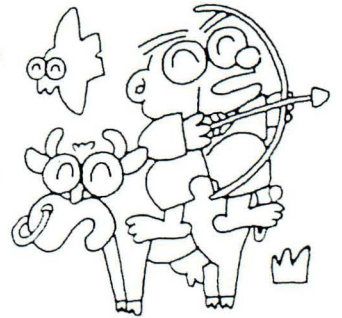
全体会では、園児による「手話コーラス」、川内中学生による「人権劇」が上演され、会場を埋めた参加者から盛大な拍手を浴びていました。



## ためとも祭り

11月1日、滑川で恒例のためとも祭りが開催されました。

周辺の木々が少し色づき始めた会場には大勢の人が訪れ、つりまりや弓の試射、バーベキューなどを楽しみ、秋の一日を満喫しました。



## 愛媛スポレク祭 '98 県大会

11月1日、愛媛スポレク祭 '98愛媛大会が行われ、川内町は、バレーボール女子(成年女子2部)が優勝するなど以下の好成績を収めました。

- 優勝 バレーボール女子(成年女子2部)
- 第3位 ゲートゴルフ 黒川亀房さん(個人)
- 第4位 レクバレー女子(女性1部Bゾーン)



石路咲いて峡の日和の定まりぬ  
 木洩れ日に息づきみたり冬葺  
 陽に光る山の斜面や枯尾花  
 嶺紅葉白雲の影動かざる  
 山ひだの深さ見えけり照紅葉

### 滝祭り句会授賞句

川内吟社

多喜 水穂 史子 千世 振洋

## 白猪の滝まつり

11月3日、河之内問屋で白猪の滝まつりが行われました。

好天に恵まれ、大勢の人が白猪の滝を訪れ、思い思いに写真を撮ったり、滝を見ながら食事をしたりしていました。

また、滝入り口広場の特設会場では、餅まきやおにぎりの無料サービス、地元農産物の即売などが行われ、終日にぎわいました。



# 文化祭



高橋竹山津軽三味線  
演奏会 11/17  
哀愁をおびた三味は、会場  
の聴衆を魅了しました。

素人のど自慢  
大会 11/7  
(歴代チャンピ  
オン大会)



木次町(姉妹町)  
特産品コーナー  
すべて完売と  
なりました。



恒例の「もちつき」  
コーヒーもちが案外いけま  
した。



## ◀ 防火デー

秋の全国火災予防週間中の11月15日、防火デー行事が行われました。

早朝、川内中学校グラウンドに集合した消防団員は、規律訓練に取り組んだ後、町内全域を防火パレードし、防火意識の高揚を呼びかけました。

## ふるさとウォーキング & ウォッチングin井内 ▶

11月15日、井内でワークショップ「ふるさとウォーキング&ウォッチングin井内」が開催されました。

まず地域住民ら約80人が4班に分かれてウォーキング。地域のよい所、悪い所を点検してまわり、昼食の後、点検箇所と点検事項を地図で示し、班別に発表しました。

参加した人たちは、普段気づかなかった地域の実情を知り、改めて地域を見直していました。



# みんなの広場



みんなの広場に登場していただく方を募集しています。「この人」「満一歳おめでとう」などのほか身近な話題、情報を役場総務課広報係までご一報ください。

☎ 966・2222 (代)

## 敬老の家事業

十月二十五日、共同募金配分事業による敬老の家事業が福祉館で行われました。

独居高齢者五十名と福祉関係者二十六名が参加して、まず交通安全教室が開かれました。

松山南警察署交通課職員やセー



フティリーリーダーの方々から夜間外出時には反射材を着用するよう指導を受け、実際に反射シールなどを貼ってもらいました。

続いて行われた「悪徳商法に御用心」という劇では、ヘルパーさんや社会福祉協議会の職員がだます側の業者やだまされる側の高齢者を演じ、見ていた高齢者に悪徳業者のだましの手口をわかりやすく説明していました。

昼食後は、カード遊びやヘルパーさんの手品などで楽しい一日を過ごしました。

## 菅野華泉句碑建立

十一月一日、菅野華泉さんの句碑建立の除幕式が天神で行われました。

川内町出身で、松山在住の菅野華泉さんは川柳の指導者として各

### ～婦人会から～

今年も書き損じのはがきや、出しそびれたはがきを集めます。ご協力をお願いします。はがき入れのポストは、1月末まで中央公民館玄関に置きます。この代金は、川内町社会福祉協議会まごころ銀行へ贈らせていただきます。

#### ●施設訪問 (12月中旬)

タオルありがとうございました。1195枚集まりました。この愛のタオルを持って、施設を訪問させていただきます。また、不用品や手づくり品もたくさんありがとうございました。

#### ●桜学級 (お正月料理)

12月10日 (木) 9:30～ ハーブを使って 石田 信枝 先生  
12月12日 (土) 9:30～ 牛乳を使って 高橋美智代 先生

#### ●花いっぱい運動

12月5日 (土) 午前8:30～  
バーベナの下刈りをします。  
ご協力を願える方は、産業道路へご集合ください。

#### ●今月のボカシづくり

12月20日 (日) 午後2時～  
中央公民館大ホール  
年末につき、1週間はやくさせていただきます。



句碑と菅野華泉さん

# 文芸

川内・表川吟社合同例会報

慶一 報

神の留守されど奉仕の掃除かな 樋口 史子  
猪垣に囲まれてゐるほのぎかな 熊田 慶一  
茅屋根に櫛黄葉の散りしきり 戒能 多喜  
放牛を背にシャッターや牧小春 楠 治子  
歩をゆるめ携帯電話冬うらら 田中 笹子  
山里の日和続けり柿暖簾 池川 水穂  
片言の日ごとに増えり小六月 近藤 千春  
冬菜貫ふ虫食ひ跡のところどころ 高須賀清江  
声変りせし子も交り亥の子唄 高須賀清江  
熱爛や女四人の愚痴る会 大下 典子  
亥の子祝ぐ庭あかかど灯しけり 小倉 静波  
母と子が砂に絵をかく小春風 高瀬 照幸  
嫁に来て亥の子祝ぐすべ覚えけり 池川 蛸谷

# 満1歳

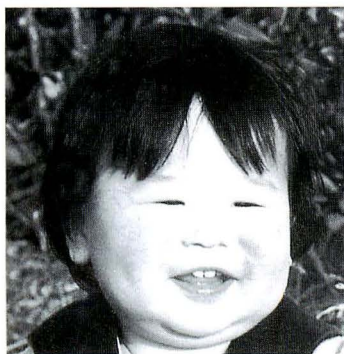
おめでとう!



旦之上

野口 和康くん  
(12月7日生)

いたずら盛りのほくですが、  
どうぞよろしく!  
(父・母より)



狩場

近藤 佑芽くん  
(12月18日生)

元気で明るく育ってね!  
(父・母より)

来月号は、1月生まれの満1歳児を募集します。11月末日までに役場総務課広報係まで写真とコメントをお寄せください。



葉ボタンなどを植える花づくりボランティアの皆さん

## 河川敷で花植え

十一月十日、花づくりボランティア（会長 宇和川和喜子さん）

川柳教室を指導。その川柳教室生や仲間が中心となり、句碑建立を呼びかけ、資金も出し合い、この日の句碑建立除幕式となりました。句碑には「和の中にいる 幸せを知る笑い 華泉」と刻まれました。



レトロな脱穀機で脱穀する会員

## 赤そば収穫

十一月十四日、井内で赤そばの収穫作業が行われました。高嶺ルビーの会が育てた赤そばを会員が手刈し、天日に干した後、脱穀しました。

十二名が、茶室西古市河川公園にある花壇で花の植えかえ作業を行いました。ボランティアの皆さんのおかげですっきりと美しい花壇に生まれ変わりました。

## いりねいりね

十一月十四日、中央公民館で「こんにやくづくり教室」が行われました。滑川の内田タミエさんと和田ヨシ子さんの指導で中学生がこんにやくづくりにチャレンジ。男性料理教室「肴倶楽部」の協力も得ながらなんとかこんにやくになりました。全員でさしみにして味わいました。自然の味に中学生も満足げでした。



こんにやくをまるめて、湯の中へ

## 川柳もづく吟社

雨続き着たまま乾している案山子  
応援の祈りずっしり千羽鶴  
節くれた指が育てた素直な子  
歩く事の楽しさ知った車椅子  
島国に生まれて山に育てられ  
古傷がカメラに写る胃検診  
計画と実施外れて来るばかり  
ふっと出る含み笑いの秘密めく  
真直ぐに歩いていきます石頭  
やさしさもトロトロ煮込む母の味  
減反へ稲穂の秋を額に入れ  
病む人の笑顔見たくて花を買

喜撰亭 選

- 田の岡田州
- 山本ひろ志
- 都築登貴子
- 松岡 義国
- 波部佐久良
- 篠森美登里
- 平岡 深舟
- 佐々木胡舟
- 田中 若峯
- 山本 紫芳
- 高岡 紫温
- 高瀬喜撰亭

## 十二月句会御案内

日時 十二月五日午後七時  
場所 中央公民館  
宿題 楽・又（亦）・賞める（褒める）  
秋の夜長をご一緒しませんか。  
お越しを待っています。

# お知らせ

## 募集

### パソコン技術講習会 受講生募集

□対象

就業を希望する女性

□科目

パソコン（職業能力開発協会3級程度）

□日時

1月12日(火)～2月26日(金)までの間の21日(土・日・祝祭日を除く) 毎日9時30分～15時30分まで

□会場

松山市久米窪田町337の1 テクノプラザ愛媛



□定員

30名

□受講料

無料（教材費一部自己負担）

□主催

愛媛県女性職業センター

□受付期間

12月7日(月)～12月9日(水)

□申込方法

印鑑持参のうえ、松山市山越町450番地 愛媛県女性職業センター(☎923・2201)へ申し込んでください。

## 相談

### 人権問題に関する総合 12時間電話相談

□日時

12月10日(木) 9時～21時

□電話番号(フリーダイヤル)

0120・025・550

□相談内容

差別問題、いじめ・体罰、家庭及び近隣関係等人権問題全般（無料・秘密厳守）

□相談担当者

人権擁護委員、弁護士、法務局職員

### いじめ・なやみ等の 教育相談

□日時

毎週月・火・水・金曜日 午前8時30分～午後5時

□場所

中央公民館2階教育相談室

□内容

いじめ・登校拒否等教育上の悩みについて、本人または保護者・関係者からの相談

□相談員

渡部良温教育相談員が相談に応じます。(無料・秘密厳守)

□電話相談

☎966・6150

### 法務総合相談所・外国人 のための人権法律相談所

□日時

12月4日(金) 10時～15時

□場所

三越松山店 8階特別室

□相談担当者

人権擁護委員、弁護士、公証人、法務局職員、英語通訳者、中国語通訳者

□主催

松山地方法務局、愛媛県人権擁護委員連合会

□後援

松山合同公証人役場、愛媛弁護士会

## 月間

### 世界人権宣言50周年・ 人権擁護委員制度 50周年記念月間

12月1日から31日は、世界

人権宣言50周年・人権擁護委員制度50周年記念月間です。

子どもの「いじめ」・体罰の問題、差別、いやがらせ、

家庭問題、近所とのめんどろなどでお困りの方は、お近くの人権擁護委員か法務局又はその支局へご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。

なお川内町の人権擁護委員は、次の方々です。

○野首 恒明(市場)

☎966・2533

○渡部 洋美(八幡)

☎966・3481

○内田 勝尉(滑川中)

☎966・5224

## もよおし

### 刑務作業製品展示 即売会

□日時

12月6日(日) 9時～15時

□場所

重信町大字見奈良1243の2 松山刑務所(☎964・3355)

□即売品

各種タンス・食器戸棚等木工家具類、紳士靴・ベルト



等の革製品、漆器類、石けん、みそ・しょうゆ等の食品、各地の民芸小物その他多数の小品を多数取りそろえております。



### □その他

ご来場の皆様や子どもさんにも楽しんでいただけますよう、模擬店の開催も計画しております。(350台駐車可能)

## こそんですか

### 離職者緊急生活資金貸付制度

愛媛県では、愛媛県労働金庫と提携して、本年11月から

「離職者緊急生活資金貸付制度」を実施しております。この制度は、離職者を対象に、離職によって生活に必要となった資金を、労働金庫を窓口として融資するもので、内容は次のとおりです。

#### 1. 対象

離職後6カ月以内の雇用保険受給資格者のうち、給付待機者又は求職活動を行っている者で、かつ、次のすべてに該当する勤労者であった者

#### ア. 原則として、県内に住居を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。

#### イ. 原則として20歳以上65歳以下であること。

#### ウ. 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。

#### エ. 離職前において、主としてその収入によって世帯の生計を維持していたこと。

#### オ. 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行

為でないこと。

#### 2. 使途

離職によって、本人又は扶養する者の生活に必要となった資金

#### 3. 利率

年2.22% (固定)

#### 4. 限度

50万円

#### 5. 返済

3年以内(据置6カ月可)

#### 6. その他

(財)愛媛県労働者信用基金協会の保証が必要

制度に関するお問い合わせ、お申込みは県下各労働金庫で受け付けております。どうぞご利用ください。

## 国の教育ローン

国民金融公庫では、高校、短大、大学、専修学校等への



入学費用や、在学中の授業料などの費用を融資する「国の教育ローン」の申込を受付しています。低利で手続きも簡単です。

### □融資額

学生・生徒お一人につき200万円以内(平成10年1月4日以降の限度額)

### □利率

年2.5% (固定金利)

平成10年8月14日現在

### □返済期間

8年以内

### □据置期間

在学期間以内で元金据置可能

### □保証

(財)教育資金融資保証基金または保証人(1名以上) ※6カ月間以上の海外留学資金も対象となります。

※12月中の借入を希望の場合は、150万円が融資限度となります。

### □問い合わせ先

〒790-0003 松山市三番町6の7の3 国民金融公庫松山支店(☎941-6148) 教育ローン係まで

## ●12月ごみの収集日●

清掃センター 電話 966-4989

### 1. もえるごみ

| 収集曜日   | 収集地域                               | 収集日又は収集変更日                 |
|--------|------------------------------------|----------------------------|
| 毎<br>週 | 東谷・西谷<br>土谷・滑川・奥松瀬川<br>天神(山田団地を除く) | 12月31日(木)は<br>12月30日(水)に収集 |
|        | 北方東・北方西<br>南方東・南方西                 | 変更なし                       |
|        | 町西・町東(天神を除く)<br>山田団地・横瀬団地・前松瀬川     | 12月23日(水)は<br>12月24日(木)に収集 |

### 2. もえないごみ・有資源回収

| 収集地域                               | ガラス・空ビン類  | 空き缶等金物類   | 有資源回収     |
|------------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 東谷・西谷<br>土谷・滑川・奥松瀬川<br>天神(山田団地を除く) | 12月14日(月) | 12月28日(月) | 12月14日(月) |
| 北方東・北方西<br>南方東・南方西                 | 12月8日(火)  | 12月22日(火) | 12月15日(火) |
| 町西・町東(天神を除く)<br>山田団地・横瀬団地<br>前松瀬川  | 12月9日(水)  | 12月26日(土) | 12月16日(水) |



働きざかり健康講座

# 12月健康情報

●健康センター ☎966-2191

## 乳幼児健診

### ○育児相談

日時 12月17日(木)  
受付 午前9時～10時  
場所 健康センター 1階  
対象児 平成10年5・6月、平成9年10・11月生まれの乳幼児(6・7ヵ月児、1歳1・2ヵ月児)  
内容 身体計測、発達チェック、保健指導、栄養指導  
持参品 母子健康手帳・アンケート(事前に送付します)

### ○育児学級

日時 12月17日(木)  
受付 午後1時～2時  
場所 健康センター 1階  
対象児 平成10年8・9月、平成10年1・2月生まれの乳児(3・4ヵ月児、10・11ヵ月児)  
内容 身体計測、発達チェック、小児科診察  
保健指導、栄養指導  
持参品 母子健康手帳・アンケート(事前に送付します)

### ○3歳児健診

日時 12月10日(木)  
受付 午後1時～2時  
場所 健康センター 2階  
対象児 平成7年4月～6月  
内容 身体計測、小児科診察、歯科診察  
保健指導、(栄養・歯科)  
持参品 母子健康手帳・アンケート(事前に送付します)

### ○子育て教室

日時 12月15日(火)  
午前9時30分～12時  
場所 健康センター 2階  
対象児 平成8年7月～9月生まれ(2歳3ヵ月～5ヵ月児)  
内容 1) 講話 「元気な歯をつくろう」  
ブラッシング指導  
講師 歯科衛生士  
2) 手作りおやつ試食会  
持参品 母子健康手帳・アンケート(事前に送付します)  
歯ブラシ・コップ・タオル

### ○乳幼児相談

日時 毎週水曜日  
午前9時～12時  
場所 健康センター 1階  
内容 身体計測、育児相談  
持参品 母子健康手帳

## 健康相談

### ○滑川健康相談

日時 12月9日(水)  
場所 生活改善センター  
午前11時～12時  
海上 午後1時30分～2時30分  
九騎 午後3時～4時

### ○健康相談・栄養相談

血圧測定、尿検査を行っています。  
健康に関することはお気軽にご相談下さい。  
日時 毎週水曜日  
午前9時～12時  
場所 健康センター  
1階 運動指導室

### ○こころの健康相談

精神的に不安定だったり、お年寄りの痴呆等の相談をお受けしています。  
日時 12月3日(木)  
午前9時～12時  
場所 健康センター及び家庭訪問  
(注) 予約制ですので、事前に保健婦までご連絡下さい。

## リハビリ

理学療法士による機能回復の訓練を行っています。  
日時 毎週水曜日  
午後1時～3時  
場所 ガリラヤ荘  
(注) 申し込みが必要ですので、保健婦までご連絡下さい。

## 献血

実施日 12月4日(金)

| 時間          | 場所          |
|-------------|-------------|
| 午前9時30分～16時 | 松下寿(株)松山事業所 |

## 不用犬・野犬引き取り

日時 毎週月曜日  
午前8時30分～10時  
場所 健康センター  
持参品 印鑑、登録をしている犬は鑑札、予防注射済票

## 12月の当番医 (診療時間：午前8時30分～午後5時30分)

| 日          | 当番医         | 住所      | 電話       |
|------------|-------------|---------|----------|
| 6日(日曜日)    | 泉内科         | 川内町南方   | 966-2226 |
| 13日(日曜日)   | 岸本医院        | 川内町北方   | 966-5670 |
| 20日(日曜日)   | 山本内科        | 川内町北方   | 966-2066 |
| 23日(天皇誕生日) | 八木耳鼻咽喉科・皮膚科 | 重信町牛湖   | 964-5400 |
| 27日(日曜日)   | 国立療養所愛媛病院   | 重信町横河原  | 964-2411 |
| 31日(大晦日)   | 中川病院        | 松山市南梅本町 | 976-7811 |

## 予防接種

|      | 日時                 | 対象児と注意事項   |
|------|--------------------|--|
| 三種混合 | 12月1日(火)<br>午後2～3時 | 3ヵ月～7歳6ヵ月の者。<br>*百日咳にかかったことのある方は二種混合(ジフテリア・破傷風)を受付で申し出て受けて下さい。 |

◎場所 健康センター2階

◎持参品 母子健康手帳、予防接種手帳、体温計



表紙の写真

天候不順で2回延期された第6回高齢者大運動会が11月9日、重信川河川敷のふれあい広場で行われました。

参加者は好天のもと、童心にかえて競技を楽しみました。

町の動き

(11月1日現在)

|     |                |
|-----|----------------|
| 人口  | 11,045人 (- 6人) |
| 男   | 5,237人 (+ 4人)  |
| 女   | 5,808人 (- 10人) |
| 世帯数 | 3,729戸 (- 1戸)  |

戸籍の窓

(10月受付分・敬称略)

☆お誕生おめでとうございます

| 住所    | 保護者   | 名前   | 生年月日   |
|-------|-------|------|--------|
| 板戸    | 石川 広行 | 霞 実  | 9. 27  |
| 横灘団地3 | 吉田 司  | 野の花  | 9. 29  |
| 茶堂団地  | 渡部 修司 | 美 波  | 9. 29  |
| 日浦    | 近藤 栄二 | 香    | 10. 7  |
| 市場    | 寺田 淳泰 | 華 渚子 | 10. 12 |
| 森     | 岩本 春生 | 紅 真奈 | 10. 13 |
| 高木    | 武井 真美 | 勤 志  | 10. 10 |
| 徳吉    | 家森 政志 | 聖 哉  | 10. 19 |
| 保免    | 青野 伸一 | 仁    | 10. 20 |

★ごめい福をお祈りいたします

| 住所 | 氏名    | 年齢 | 死亡日    | 世帯主   |
|----|-------|----|--------|-------|
| 日浦 | 玉井 清  | 62 | 9. 27  | 玉井 清  |
| 徳吉 | 竹内 邦子 | 50 | 10. 3  | 竹内 茂  |
| 茶堂 | 武田 正子 | 93 | 10. 6  | 武田 正子 |
| 桧皮 | 杉原ナガエ | 74 | 10. 12 | 杉原 勉  |
| 高木 | 河村 勉  | 53 | 10. 25 | 河村 勉  |

交通事故の発生状況

平成10年11月15日現在

|    | 本年    | 昨年比  |
|----|-------|------|
| 発生 | 1,165 | + 31 |
| 死者 | 15    | - 2  |
| 傷者 | 1,437 | + 74 |

(松山南警察署管内)

- 12月は他の月より死者1.5倍、件数1.2倍増(過去5年平均)
- 飲酒運転による死者も平均月の2倍で発生
- シートベルトの完全着用

編集/川内町総務課

〒791-0393 愛媛県温泉郡川内町大字南方286番地

TEL (089) 966-2222

印刷/岡田印刷

Photo



川上駅のおもかげ

明治以前、川上神社の南を東西に通る金毘羅街道の両側には伝馬屋・宿屋・商店が立ち並び、非常ににぎわっていました。

この辺りには、鍵屋、戎屋、米田屋など昔の屋号で呼ばれている家々が今もあり、「かわうち探検隊」でご紹介した西門さんもこの近くにありますが。

写真は、昭和三十年代初めに撮影されたものですが、鍵屋(坂本家)の前には常夜燈もあり、当時の繁栄をしのぼせる風情がありました。

(写真提供 井内西 酒井 孝さん)

なつかしの写真を募集しています！  
役場総務課広報係までご連絡ください。  
お待ちしております。

編集後記

慌ただしさに背中を押されながら、気がつけばもうすぐ12月。

あつという間の一年でしたが、やり残したことも多々あります。来年こそは、あんな特集やこんな特集も、と思いつながらでせずに早五年が経とうとしています。

私生活も同様で、先送りすることばかりです。やはり締切りが無いといけない体質になつていのでしょうか。

# かわうち探検隊

第32回



◀ 渡部家旧宅の鬼瓦



上の写真は、下之町の渡部家（西門さん）の旧宅の屋根にあった鬼瓦です。

屋根の大棟の両端にある大ぶりの鬼瓦と、降棟、隅棟などの先端にある少し小ぶりの鬼瓦が、四方ににらみをきかせていました。

## 渡部家（西門さん）の鬼瓦

鬼瓦の形相は、まさに鬼・気・せまるものがあり、素人目にも「いい仕事ですね」といったくなるほどです。

この鬼瓦は、江戸時代、幕府の役人「巡見使」のお宿を務めた豪農渡部家の繁栄をしのばせるものの一つです。